次のとおり一般競争入札に付する。

令和８年 11 月 16 日

盛岡広域振興局長　小野寺　宏和

１　調達内容

（１）　購入等件名及び数量　タイヤチェーン　１式

（２）　調達件名の特質等　入札説明書による。

（３）　納入期限　令和９年１月 22 日

（４）　納入場所　盛岡広域振興局土木部湯沢車庫（岩手県盛岡市湯沢 17 地割 12－５）
盛岡広域振興局土木部雫石車庫（岩手県岩手郡雫石町七ツ森 80－５）

（５）　入札方法　（１）の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加者資格

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（３）　岩手県知事が定める物品購入等入札参加資格を有し、令和 8・9・10 年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

（４）　盛岡広域振興局管内に本社（本店）を有する者又は管外に本社（本店）を有しているが管内に支店等を有しており、その支店等が（３）の資格を有している者であること。

（５）　入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年３月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

３　契約条項を示す場所等

（１）　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先　郵便番号 020-0023　岩手県盛岡市内丸 11 番１号　盛岡広域振興局 盛岡審査指導監　電話番号 019-629-6665（郵送による入札説明書の交付を希望する者は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び１件につき重量 100ｇに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。）
また、岩手県のホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能である。

（２）　入札及び開札の日時及び場所
令和８年 12 月 16 日　午前 10 時　盛岡地区合同庁舎３階　入札室
（入札書を持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。）

４　その他

（１）　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（２）　入札保証金　免除

（３）　入札への参加を希望する者に求められる事項　この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す仕様書等の書類を令和８年 12 月７日午後５時までに３（１）の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、盛岡広域振興局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（４）　入札への参加　（３）により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

（５）　入札の無効　この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（６）　契約書作成の要否　要

（７）　落札者の決定方法　会計規則（平成４年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（８）　その他　詳細は、入札説明書による。